

議案第26号

大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

大田原市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子ども幸福課」を「保育課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。